

2025 年度(令和 7 年度)
福山市未来創生人材育成奨学ローン
返済補助対象者募集のご案内

◆ 申請期間 ◆
5 月 26 日(月)～8 月 29 日(金)

福山市では、地域で育った人材が、市外の大学等に通り将来、本市の未来を創生する人材に成長し、市内において就職することを支援するために、「福山市未来創生人材育成奨学ローン返済補助事業」を創設しました。

「福山市未来創生人材育成奨学ローン返済補助事業とは？」

「福山市未来創生人材」の認定を受けると、在学中に市が指定する金融機関から奨学ローンの貸与を受けることができます。卒業後に福山市に本社がある事業所等において就労すると、福山市が貸与を受けた奨学ローンの返還額を補助する制度です。

補助対象者は、福山市未来創生人材の認定を受けた者又はその保護者で次の要件を満たす者です。

1 申請対象者

- (1) 申請者本人が市外に居住し、市外の各学校等に在学中で、申請者の保護者が福山市に住所を有している者
(独立生計者の場合、市内に住所を有したことがあり、市外に居住し、市外の各学校等に在学中の場合に限る)
- (2) 次のいずれかを満たす者
 - 大学等^(注1)に在学中の者で、在学中に独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する情報処理技術者試験の各試験区分のいずれか1つ以上に合格し、卒業後3年以内に市内に居住し、市内に本社がある事業所等において就労することを希望するもの
 - 看護師養成所^(注2)に在学中の者で、卒業後3年以内に市内に居住し、市内の病院等において、看護師として就労することを希望するもの
 - 指定保育士養成施設^(注3)に在学中の者で、卒業後3年以内に市内に居住し、市内の保育施設等において、保育士として就労することを希望するもの
 - 大学等に在学中の者で、在学中に海外への留学又は海外での実践的活動のため連続して28日以上海外に滞在し、卒業後3年以内に市内に居住し、市内に本社がある事業所等において就労することを希望するもの
- (3) 次のいずれかの奨学金の貸与及び福山市の通学支援事業による補助を受けていない者
 - 福山市奨学資金（ただし青少年修学応援奨学金は併用可能）
 - 看護師確保のために各病院が設けている給付型奨学金
 - 企業等による、前2号に類する奨学金
- (4) 募集人数 20名程度

(注1) 大学、短期大学（専攻科を含む。）、大学院の修士課程、高等専門学校（第4学年及び第5学年（専攻科を含む。）に限る。）、専修学校（専門課程に限る。）、職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校

(注2) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条の規定に基づく大学、学校及び養成所

(注3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設

2 申請手続

(1) 申請期間

2025 年（令和 7 年）5 月 26 日（月）～8 月 29 日（金）※土・日・祝日を除く

(2) 提出書類（3 か月以内に発行されたもの）

- 福山市未来創生人材育成奨学ローン返済補助対象者認定申請書（様式第 1 号）
- 申請者の居住地を証する書類（住民票又は賃貸契約書等）
- 保護者の住民票又は住民票記載事項証明書（独立生計者については本人）
- 大学等の在学証明書

(3) 提出方法

福山市教育委員会学事課（〒720-8501 福山市東桜町 3 番 5 号・市役所本庁舎 13 階）へ持参又は郵送（※当日消印有効）

3 選考及び決定

申請書類に基づき、福山市未来創生人材育成奨学ローン返済補助対象者認定委員会の意見を聴き、未来創生人材育成奨学ローン返済補助対象者を認定します。

本人又は保護者への結果の通知は 10 月中旬の予定です。

4 認定後の手続き

福山市未来創生人材育成奨学ローン返済補助対象者認定書を送付します。認定書を持参の上、市が指定する金融機関にて「福山市未来創生人材育成奨学ローン」の申込みを行い、認定通知受理後 2 か月以内に次の書類を提出してください。

- ローン契約締結後、契約書等の写し
- 福山市未来創生人材育成奨学ローン契約締結確認書（様式第 4 号）

なお、認定書の送付から 2 か月経過しても契約書等の写し及び確認書が提出されない場合、補助認定を取り消す場合があります。

※金融機関での申込みに際しても、金融機関が定める審査があります。

5 補助対象者

(1) 在学中

補助対象者認定後も引き続き、申請者本人が市外に居住し、福山市未来創生人材育成奨学ローン返済補助対象者認定申請書の記載の学校に在学中であること

(2) 卒業後

- 申請者本人が福山市に住所を有し、市内に本社がある事業所等に正規雇用等^(注4)により就労したもの
- 申請者本人が福山市に住所を有し、市内の病院等に看護師として従事するもの
- 申請者本人が福山市に住所を有し、市内の保育施設等に保育士として従事するもの

(注4) 企業に直接雇用され、期間の定めのない労働契約であること 又は 企業に直接雇用され、就業規則で定める所定労働時間の上限（フルタイム）まで年間を通じて労働すること

6 補助金交付申請について

(1) 申請

2月頃に、当年度分の補助金申請に係る通知文と補助金交付申請書を送付します。

通知文に記載の期限までに申請書及び必要書類を学事課に提出してください。

※支所等での申請はできません。また、書類不備の場合は受理できません。期限までに提出が無い場合は、当年度分の申請はできなくなります。

※補助金申請は毎年必要です。複数年一括での申請はできません。認定書の送付から10年又は卒業後13年が経過しても、一度も申請が無い場合は、補助認定を取り消します。

(2) 補助金額

据置期間の場合……利子相当額のみ

返済期間の場合……利子相当額＋元金の1/10相当額

※卒業後3年以内に市内に居住・就職した場合は、10年間で利子及び元金を全額補助します。

(3) 交付日

毎年4月中旬（予定）

7 補助金交付申請に必要な書類

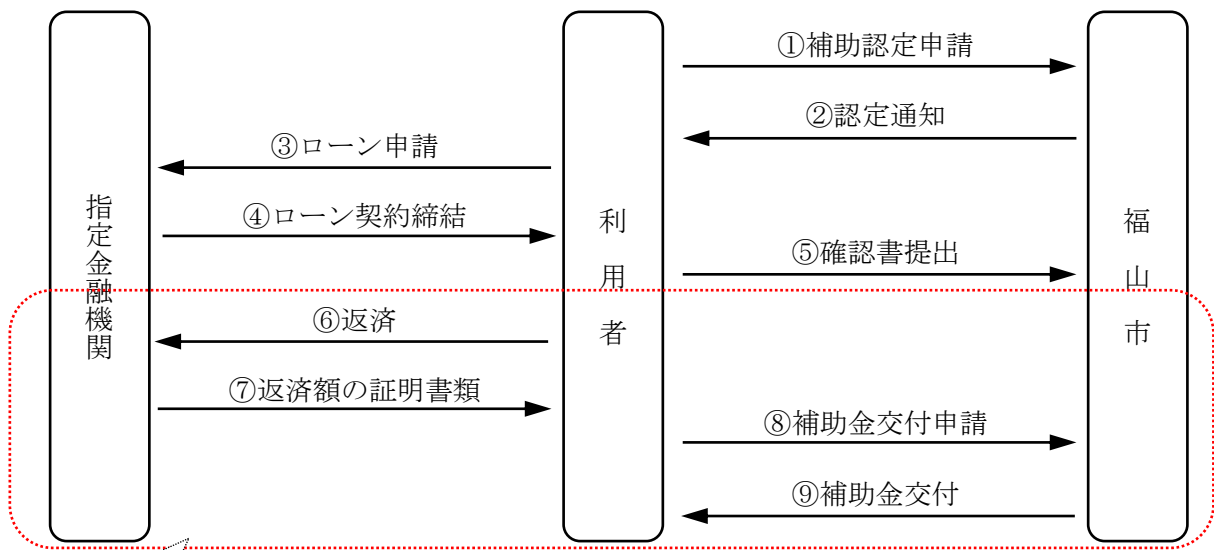
(1) 在学中の場合

- 福山市未来創生人材育成奨学ローン返済補助金交付申請書（様式第7号）
- 奨学ローンの返済額を証する書類
- 在学証明書

(2) 卒業後の場合

- 福山市未来創生人材育成奨学ローン返済補助金交付申請書（様式第7号）
- 奨学ローンの返済額を証する書類
- 大学等の卒業証明書の写し（初年度のみ）
- 申請者本人の住民票又は住民票記載事項証明書
- 在職証明書（様式第8号）
- 資格の証明書（情報処理技術者試験合格証書（又は情報処理安全確保支援士試験合格証書）の写し、看護師免許証又は登録済証明書の写し、保育士証又は保育士登録済通知書の写し）

福山市未来創生人材育成奨学ローン返済補助の流れ



⑥～⑨については、毎年度ごとの申請（利子相当分については、在学中～卒業後3年間まで、元金相当分は福山市に定着・就職後10年）

在学中～定着・就職後10年経過するまで毎年度、就学・就労・居住状況を報告

奨学資金貸付

返済期間

高校生

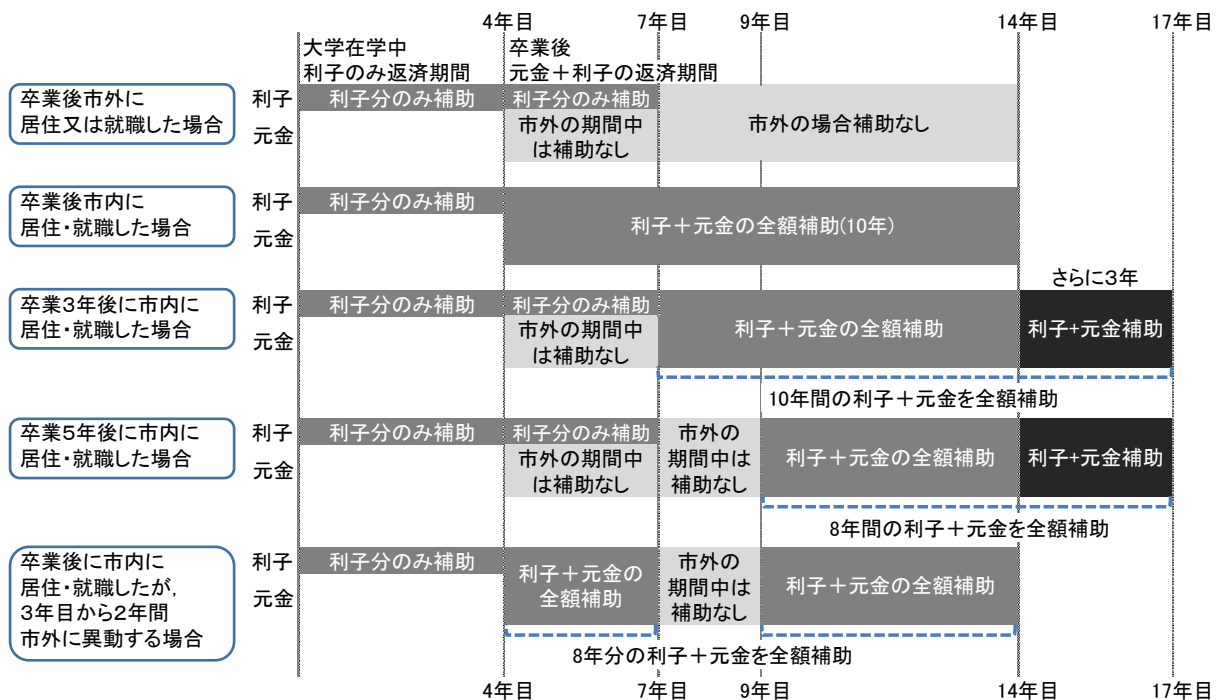
大学生

定着・就職

学びたいことや将来の目標、福山への思いなどを踏まえ、補助対象者を認定

在学中の利子を補助

福山市に継続して居住・就職すれば、返済額の利子相当額及び元金の1/10相当額を最大10年間補助



※貸付は在学期間中で、最長6年可能

※卒業後3年間の据置期間を設ける。（3年以内に福山市へ戻れば全額補助）

※返済期間は10年固定